

# 令和8年度多様化・複雑化する消費者被害の未然防止・拡大防止に係る啓発等業務 企画提案競技実施要領

## 1 趣旨

この要領は、青森県消費者協会（以下「協会」という。）が令和8年度多様化・複雑化する消費者被害の未然防止・拡大防止に係る啓発等業務を委託するに当たり、優れた企画提案を募集し、委託先候補者を選定するために実施する企画提案競技について、必要な事項を定めるものである。

## 2 委託業務名

令和8年度多様化・複雑化する消費者被害の未然防止・拡大防止に係る啓発等業務

## 3 業務内容

令和8年度多様化・複雑化する消費者被害の未然防止・拡大防止に係る啓発等業務業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

## 4 委託業務の上限額

10,868,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 実際の契約額は委託候補者の決定後に改めて見積書を徴取して決定する。

また、委託料は委託業務終了後に支払うものとする。

## 5 業務委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

## 6 日程（予定）

令和8年4月17日（金）	企画提案の募集開始
4月22日（水）17時	質問書（様式1）提出期限
4月27日（月）	質問回答
5月1日（金）17時	参加表明書（様式2）提出期限
5月18日（月）17時	企画提案書等提出期限
5月19日（火）～26日（火）	企画提案書等書面審査
5月28日（木）まで	審査結果の通知

## 7 応募資格

応募する時点で、次に掲げる要件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 本業務を円滑に遂行するために必要な業務執行能力、経営基盤及び適正な経理執行体制を有しているとともに、協会と十分な意思疎通がとれる者であること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、青森県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による手続きを行っている者でないこと。
- (7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、及び特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。

## 8 質問書

本企画提案競技又は本業務について質問がある事業者は、質問書（様式 1）を提出すること。

- (1) 提出期限  
令和 8 年 4 月 22 日（水）17 時（必着）
- (2) 提出先  
下記 14 を参照
- (3) 提出方法  
(1) の期限までに電子メール又は郵送により提出すること。
- (4) 質問への回答方法  
質問書提出者に 4 月 27 日（月）までに回答するとともに、青森県消費生活センターホームページに掲載する。

## 9 参加表明書

本企画提案競技への参加を希望する事業者は、参加表明書（様式 2）を提出すること。

- (1) 提出期限  
令和 8 年 5 月 1 日（金）17 時（必着）
- (2) 提出先  
下記 14 を参照
- (3) 提出方法  
(1) の期限までに電子メール又は郵送により提出すること。

## 10 企画提案書等

以下の要領で作成し、紙媒体及びデータ形式で提出すること。

ただし、A 4 サイズ（A 3 サイズのページは A 4 サイズに折り込むこと）、片

面印刷を基本とし、本委託業務名、事業者名、担当者を明記した表紙を付けること。なお、期限を過ぎて提出された企画提案書等は受け付けない。

(1) 企画提案書等の作成

仕様書及び審査基準を参考に企画提案すること。

なお、以下の点については、確実に明記すること。

①提案コンセプト
②企画の具体案
A I を活用した体験型啓発教材の制作
・教材のコンセプトや構成を示すこと。
・教材のイメージを示すこと。
商業施設等における啓発活動
・企画のコンセプトや構成を示すこと。
③業務実施体制
④業務スケジュール

(2) 提出書類

- ① 企画提案書
- ② 概算内訳書（見込む所要経費の内訳）
- ③ 提案者の概要が分かる資料（会社案内等）
- ④ 類似の業務実績がある場合その業務実績を証明するもの（契約書の写し等）

(3) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(4) 提出期限

令和8年5月18日（月）17時（必着）

(5) 提出先

下記14参照

(6) 提出方法

持参又は郵送するとともに、電子データ（PDF形式）で提出すること。

(7) 留意事項

- ① 企画は1者1案とする。
- ② 企画提案書等を受理した後の追加及び修正は認めない。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ④ 虚偽の記載をした企画提案書等は無効とする。
- ⑤ 提出された書類は、原則として協会において情報公開の対象となる。
- ⑥ 企画提案競技の実施に要する一切の費用は、参加事業者において負担すること。

## 11 審査の概要

### (1) 審査方法

提出された企画提案書等について書面審査を実施し、最も優れた企画提案を行った者を委託先候補者とする。なお、審査に当たり、企画提案書等の内容について補足説明を求める場合がある。

### (2) 審査基準

以下のとおりとする。

審査項目	審査の視点
企画提案内容	a 業務の目的を理解した提案となっているか。
	b 仕様書を満たした内容となっているか。
	c AIを活用した体験型啓発教材は、体験者の興味を惹く工夫を凝らした企画となっているか。
	d 商業施設等における啓発活動は、製作した教材を効果的に活用しながら、消費生活センターの認知度向上、相談につながる「気付き」の機会を拡充できる企画となっているか。
スケジュール	e 業務の円滑な執行が期待でき、実施可能な作業スケジュールか。
実施体制	f 委託業務内容に対応できる実施体制となっているか。
経費	g 経費見積が適正で、提案内容に対して極端に不自然な点はないか。
その他	h 独自の創意工夫など事業効果が期待できる提案内容となっているか。

## 12 審査結果の通知

審査結果については、採否に関わらず全ての参加事業者に対し書面で通知する。なお、審査に関する質問等は受け付けない。

## 13 委託契約の締結

協会は、委託先候補者の選考後、企画提案書等をもとに必要に応じて仕様書の詳細について協議を行い、改めて見積書を徴取の上、上限額の範囲内で随意契約による委託契約を締結する。なお、協議により、企画提案書等の一部変更を指示することがある。

また、委託先候補者と協議が整わない場合は、次点の参加事業者と改めて協議を行う。

## 14 提出先・問合せ先

〒030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ5階

特定非営利活動法人青森県消費者協会  
青森県消費生活センター業務部 教育啓発課  
担当：柳井、工藤  
電話：017-722-3348  
E-Mail：aksc-kk@aca.or.jp